

要望議案の概要（近畿市長会）

令和4年12月 8日作成

議案名： 教育支援体制整備事業費補助金（切れ目のない支援体制整備充実事業）について 【医療的ケアのための看護師配置事業】	提出市名： 草津市
要望文案 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月18日に施行され、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することや、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、国や地方公共団体の責務が明確にされ、施策を実施する責務を有することとなった。 特に看護師の配置は日常的に必要不可欠な支援であることから、支援を必要とする児童に十分な支援が行き渡るよう、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目のない支援体制整備充実事業）により、必要な財政支援を行うこと。あわせて、看護師の適正な配置基準を設けるとともに、不足している人材確保のための体制整備を図ること。	
提案理由（要望事項の説明・問題点） ○現在、医療的ケアによる支援・補助を要する児童生徒が複数おり、複数の看護師を配置し支援を行っているが、今後、対象児童生徒数は増加する見込みとなっている。児童生徒らが安心して学校生活を送ることができるよう、対象児童生徒数の増加に応じて、実態に即した適正な看護師の配置を行うためには補助制度による財政支援が必要である。あわせて、看護師の適正配置のための基準の設定と確実な人材確保のための体制整備が必要である。 ・医療的ケアを必要とする児童生徒らに対し、継続して十分な支援を行うためには、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目のない支援体制整備充実事業）による財政支援が必要である。 ・看護師の配置について、補助金交付要綱に示される、1名の看護師が複数校を巡回するケースは、緊急時に対応できないことや、医療的ケア児への対応時間が重なること等により実施が難しいため、原則、医療的ケア児1名あたり、看護師1名以上を配置する等、適正な配置基準を示されたい。 ・公立学校へ入学される医療的ケアを必要とする児童生徒数は増加傾向にある中、看護師の確保が困難な状況にあり、看護師が任用されない限り、保護者は仕事の選択や決定をすることができず、また、看護師の急な休みや有給休暇を取得する際には、「保護者に学校へ来ていただく」または「児童生徒が欠席する」といった対応を行わなければならない、児童生徒らが安心して学校生活を送るためには、確実な人材確保ができるよう、体制の整備を行うことが必要である。	
担当省庁： 文部科学省	

関係法令（〇条〇項）・要綱・通知・補助制度 等

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
- ・教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱